

広島県放課後児童支援員等研修事業業務

公募型プロポーザル選定委員会 審査要領

1 目的

広島県放課後児童支援員等研修事業業務公募型プロポーザル選定委員会設置要綱第2条第3号に基づき、提案事業者のプロポーザルの内容を次の方法により審査し、最優秀提案者を決定する。

2 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、各委員があらかじめ定めた提案書評価基準に従い項目ごとに評価を付し、選定委員会が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

- (1) 審査時間は、提案事業者1者あたりプレゼンテーション20分以内、質疑応答・採点10分以内とする。
- (2) 評価項目は、別紙「令和8年度広島県放課後児童支援員等研修事業業務公募型プロポーザル選定委員会評価基準」のとおりとする。
- (3) 評価点は、次表のとおり絶対評価による5点満点とし、評価項目ごとに係数を乗じて点数を定める。

評価	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
劣っている	2
非常に劣っている	1

- (4) 同点により、合計が一番高い者が複数ある場合は、全委員の多数決により第一順位を決定する。
- (5) 提案事業者が1者である場合も評価を行い、全委員の合計点が360点（満点（600点）の6割）以上のときは、当該者を第一順位とみなす。
- (6) 各委員の項目ごとの評価において、「非常に劣っている」と評価された項目が2項目以上あった提案事業者は失格とする。

**令和8年度広島県放課後児童支援員等研修事業業務
公募型プロポーザル選定委員会評価基準**

区分	評価事項	評価基準	配点 ①	係数 ②	点数 ③=①× ②
①	基本方針	・業務の目的・趣旨を正しく反映した提案内容となっているか。	5	2	10
②	研修運営・内容	・研修全体について、適切なスケジュールが設定されているか。	5	2	10
③		・研修会場は、公共交通機関を利用しやすい又は十分な駐車場のある会場が設定（確保）されているか。 ・県内各地域の参加者の利便性等が考慮された会場設定となっているか。	5	2	10
④		・受講者が研修を受講しやすい日程が設定されているか。 ・研修当日は、無理のないスケジュールとなっているか。	5	2	10
⑤		・本人確認の方法は適切か。 ・受講者の出席状況（遅刻・早退・欠席等）の管理方法は適切か。	5	1	5
⑥		・オンラインでの実施方法は適切か。 ・なりすましや早回し等の不正行為の防止対策はとられているか。	5	1	5
⑦		・講義形態は、学びを深められるような工夫がされているか。（自由提案）	5	3	15
⑧		・受講者の修了評価は適切か。 ・科目履修が客観的に判断できる内容になっているか。	5	1	5
⑨	講師の選定	・専門的な知識及び経験を有する講師を選定（確保）できているか。 ・研修の質を確保できるものであるか。	5	3	15
⑩	テキスト等	・テキストの企画・作成は適切か。 ・受講者が理解しやすく、実践的に使用できるものか。 (既に刊行されているものを使用することも可。)	5	2	10
⑪	受講者負担	・受講者の実費負担額は、適切と考えられる金額が設定されているか。	5	1	5
⑫	実施体制	・責任者及び担当者が適正に配置され、事業の円滑な実施が可能か。 ・個人情報の取扱いについて、適正に管理が行われるか。	5	2	10
⑬	実績	・本業務と同種又は類似の業務実績があるか。	5	1	5
⑭	経費の妥当性	・経費の内訳が明確であり、妥当性があるか。 (上限額10,180千円（消費税及び地方消費税含む。）)	5	1	5
合 計					120

※係数合計24×最高評価5点=120

※加点は5段階評価とし、最大加点は5点とする

評 価	非常に優れている	優れている	普通	劣っている	非常に劣っている
評価点	5	4	3	2	1